

障害年金のご案内

障害厚生年金は、 在職中でも支給されます

在職中に初診日のある傷病により障害等級1級～3級に認定された場合、「障害厚生年金」が支給されます。認定されると、在職中であっても「障害厚生年金」は支給されます。経過的職域加算額(共済年金)については、組合員である間は支給停止となります。

障害等級1級または2級の場合は「障害基礎年金」も支給されます。

障害年金請求を希望の際は、ご自身の傷病の初診日(下記参照)をお確かめの上、年金担当へお問い合わせください。

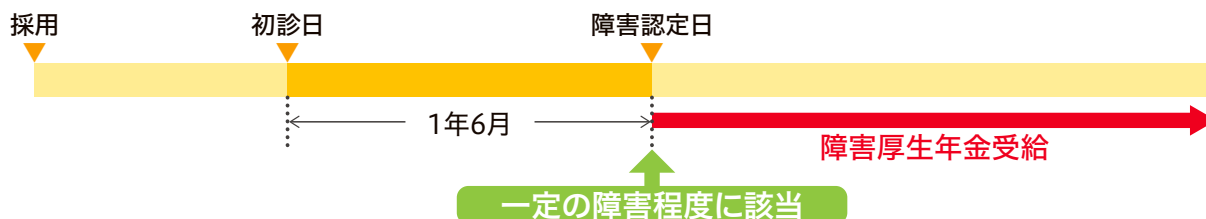
受給要件

次の①、②、③すべてを満たす必要があります。

- ① 初診日(※1)において組合員(厚生年金被保険者)であること。
- ② 障害認定日(※2)に一定の障害状態(障害等級の1級から3級)に該当すること。
- ③ 国民年金法における保険料の納付要件を満たしていること。

※1「初診日」… 傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

※2「障害認定日」… 初診日から起算して1年6月を経過した日または1年6月経過前に症状が固定した日



一定の障害程度とは？

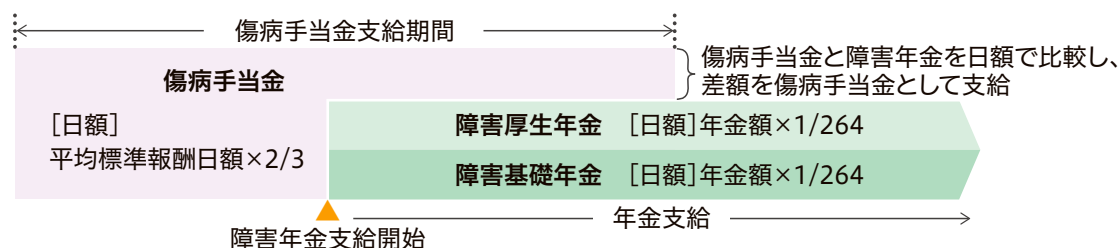
日常生活や労働において制限を受ける状態に至ったもので、障害程度により1級から3級に区分されます。おおむね次のような障害程度を指します。ご自身の症状が障害等級1～3級に該当する可能性があるか、主治医とよくご相談ください。

障害等級(注)	1級	人の介助を受けなければほとんど自分の用を済ませることができない程度
	2級	日常生活に著しい制限を受ける程度
	3級	労働に著しい制限を受ける程度

(注) 障害程度は国民年金法および厚生年金保険法に基づくもので、障害者手帳や精神障害者福祉手帳の等級とは異なります。

傷病手当金との調整

「傷病手当金」を受給している方が、障害厚生年金や障害基礎年金を受給する場合には、傷病手当金が以下のように調整されます。



問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828